

山梨県甲斐適住居移住サポート事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県甲斐適住居移住サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、空き家バンクに登録した空き家の所有者等が移住者と、売買契約又は賃貸借契約（以下「売買契約等」という。）の成約に至った場合に、当該空き家の所有者等に対して市町村長が奨励金を交付する事業に要する経費の一部を県が予算の範囲内で補助することにより、空き家バンクへの空き家登録の促進を図り、本県の定住人口確保に繋げることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家 県内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク 県内の市町村が当該市町村内にある空き家の情報を収集して蓄積し、空き家利用希望者に当該空き家を紹介する取組であって、市町村ホームページに掲載し、又は広報紙等により広報されているものをいう。
- (3) 移住者 県外の市区町村から県内の市町村に住民票を移動した者又は県外の市区町村から県内の市町村へ居所を移したと当該市町村長が認める者をいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買契約等を行うことができる者をいう。
- (5) 市町村事業 空き家バンクに登録した空き家の所有者等が、この要綱の施行日以降に移住者との売買契約等の成約に至った場合に、当該空き家所有者等に対して市町村長が奨励金を交付する事業をいう。
- (6) 奨励金 空き家の提供協力に係る謝金等をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象は市町村事業とし、補助金の交付対象者は市町村長とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 対象となる空き家が、所有者等を問わず、過去に本補助金の交付対象となった空き家である場合
- (2) 対象となる空き家が、不動産業を営む者が販売目的に保有している空き家である場合
- (3) 売買契約等の相手方となる移住者が、所有者等の三親等以内の親族である場合

(補助金の額)

第5条 知事が市町村長に交付する補助金の額は、市町村事業のうち補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助事業1件につき5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(決定内容の変更)

第8条 前条の交付決定を受けた市町村長は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を市町村長へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を市町村長へ通知するものとする。

(事故報告等)

第10条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて市町村長にその処理について指示をする。

(実績報告)

第11条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件

に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 市町村長は、前条の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は前条の請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合には、市町村長に通知するとともに、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第17条 市町村長は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第18条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱は、その時以後もなおその効力を有する。